

男鹿市告示第 3 9 号

男鹿市保育施設おむつ無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市保育施設おむつ無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市保育施設おむつ無償化事業補助金交付要綱（令和 7 年男鹿市告示第 1 0 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市外施設に通う対象児童の保護者 児童一人あたり 月額<u>1,950円</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市外施設に通う対象児童の保護者 児童一人あたり 月額<u>2,300円</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。